

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和4年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和5年1月20日付松監第45号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 教育委員会事務局 地域学習振興課	所管課等長氏名 西 口 力 生
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
1 収入事務について (6) 公民館費雑入 ・自動販売機設置に係る契約書の未作成について 公民館 16 館及び分館 26 館に設置している自動販売機は、年度ごとの契約となっているが、令和 4 年度の契約を締結することなく、販売手数料等を徴収している状況が見受けられた。 契約書は契約内容を明確にし、契約の履行を確保するための重要な手続きであるため、今後においては適正な事務処理に努められたい。	1 収入事務について (6) 公民館費雑入 ・自動販売機設置に係る契約書の未作成について 令和 4 年度の契約については、令和 4 年 10 月 31 日に、相手方と契約書を締結し、販売手数料を適正な状態で徴収しています。加えて、令和 5 年度以降は、適正な事務処理を徹底するよう指導しました。

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和4年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和5年1月20日付松監第45号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 秘書広報部 東京事務所	所管課等長氏名 中 矢 光 一
措置の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
1 東京事務所管理事務の支出事務について ・私費による立替払について 自動車借上料について、資金前渡金は所長名義の銀行預金口座で管理しているが、自動車借上料を現金で支払う際、事前に資金を受け取ることなく、職員が私費による立替払を行い、後日、銀行預金口座から現金を引き出している状況が複数見受けられた。 立替払は、地方自治法上認められておらず、松山市財務会計規則にも基づかない不適正な会計処理であるため、改められたい。	1 東京事務所管理事務の支出事務について ・私費による立替払について 自動車借上料について、監査期間中の令和4年11月に事務手続きを見直し、常時、一定額の資金を金庫に管理して、私費による立替払を行わないよう改めました。 今後は、資金管理を徹底するとともに、関係法令等に従い適正な事務処理に努めてまいります。

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 前 田 昌 一

令和4年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和5年1月20日付松監第45号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 教育委員会事務局 保健体育課	所管課等長氏名 野 口 信 隆
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 収入事務について (1) 保健体育総務費負担金 ・日本スポーツ振興センター災害共済掛金収納事務の委託について 日本スポーツ振興センター災害共済掛金にかかる保護者負担金について、納付書払で納入を受ける場合、コンビニエンスストア及びスマートフォン等の電子機器を利用した決済サービスによる収納方法も対応している状況が見受けられた。歳入の収納事務を私人に委託できるものは、地方自治法施行令に定められるものに限られており、負担金については、市の規則に定めるものに限るとされている。当該負担金は規則に定めがないため、引き続き収納事務を委託する場合は、松山市財務会計規則等を適正に整備されたい。</p> <p>(2) 学校給食費雑入 ・自動販売機販売手数料の請求事務の遅延について 自動販売機販売手数料の収入については、自動販売機設置に関する契約書第 5 条第 2 項に「手数料は、毎月末締めで計算し、売上明細書を市に提示し、翌月末までに市に支払うものとする」と規定されているが、請求事務の遅延により翌月末までに支払われていない状況が見受けられた。 今後は、契約書の規定に沿った適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>1 収入事務について (1) 保健体育総務費負担金 ・日本スポーツ振興センター災害共済掛金収納事務の委託について 松山市財務会計規則を令和 5 年 1 月 6 日付で改正し、日本スポーツ振興センター災害共済掛金にかかる保護者負担金を追加するとともに、地方自治法施行令の定めに基づき、その旨を令和 5 年 1 月 1 0 日に告示した。</p> <p>(2) 学校給食費雑入 ・自動販売機販売手数料の請求事務の遅延について 今回の指摘を受け、相手方のシステムに登録し、インターネット上で請求金額を確認し、速やかに調定処理が行えるよう改めるとともに、事務マニュアルを精査し、支払期限と調定処理についての注意書きを追加することで再発防止を講じることとした。 なお、本契約については、相手方からの申し出により、今年度末で契約を終了し、4 月以降に自動販売機も撤去することとなった。</p>